

4. 海の行動計画

重点施策

(1) 海岸部における自然体験や清掃活動

市内には、甲子園浜、御前浜・香櫨園浜、今津浜の4つの自然海浜が存在し、地域団体やNPO法人が大人から子どもまで幅広い世代を対象に、干潟の生き物観察や野鳥観察、清掃活動等を実施しています。

こうした状況を踏まえて、地域団体、NPO、行政が連携し、海浜部の現状や、関係団体の取り組みについて理解を深める機会を創出します。

① 自然体験及び清掃活動の実施

- ・ 甲子園浜、御前浜・香櫨園浜、今津浜において市、関係団体における（仮称）海岸部自然環境保全連絡協議会を設置します。
- ・ 協議会において、海岸部の情報共有を行うとともに、自然体験や清掃活動等のイベントを連携して実施します。



甲子園浜での環境学習



立ち入り制限区域を囲むフェンスの設置

その他の施策

(2) 甲子園浜の干潟の保全・再生

国指定特別鳥獣保護区に指定されている甲子園浜は、春と冬に多くの渡り鳥が訪れる貴重な場所となっています。片道1,000kmも飛ぶと言われる渡り鳥にとって、餌場の確保は必要不可欠ですが、この季節は、潮干狩りや磯あそび、つりなどの楽しみを求めて大勢の人々が甲子園浜を訪れます。そのため、渡り鳥は、人を警戒し、えさを採ることが不十分になることにより、落鳥して死亡する危険性が高くなります。

また、平成7年の阪神・淡路大震災の影響により数十センチの地盤沈下が起こり、渡り鳥の餌場である干潟の面積が縮小しているため、干潟の再生が必要となっています。そこで、現在、環境省による干潟再生事業を実施しており、今後も継続した保全対策を講じる必要があります。

① 干潟再生事業（環境省直轄事業）

- ・ 干潟再生の必要性や可能性を検討するために、生き物調査や底質・水質調査等を実施します。
- ・ 調査結果に基づいて、干潟再生に適切なエリアや手法を検討します。
- ・ 検討結果に基づき、干潟の再生を行います。

② 干潟における定点調査

- ・ 干潟再生事業を実施後、動植物の生息環境にどのような影響を与えたのかを把握するため、定点調査を実施します。

③ 条例に基づく、立ち入り制限の実施

- ・ 「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、4月から5月の2ヶ月間、一部の範囲において立ち入り制限を実施します。

④ 野鳥保全のための普及啓発活動

- ・ シギ・チドリ類といった渡り鳥を保全するため、餌場を確保することの必要性等をチラシに掲載し、関係団体と協力してチラシなどの配布を行います。

(3) 海浜や干潟における希少生物の保全

海岸部には、干潟や海浜に貴重な動植物が生息しており、継続した保全活動をする必要があります。一部海浜植物の保全については、踏みつけを防止するための囲いが設置されていますが、盗掘等の課題も抱えています。これらを改善するため、囲いの設置や雑草の除去、定点調査等を継続的に実施します。

① 希少動植物における定点調査

- ・ 甲子園浜や御前浜・香櫨園浜に、毎年、多く飛来する渡り鳥や、海浜に生息している海浜植物、香櫨園浜に生息しているハクセンシオマネキなど、定点調査を実施する必要がある希少動植物の選定を行います。
- ・ 選定結果に基づき、各関係団体や自然保護団体等の協力を得て、定点調査を実施します。

② 希少海浜植物の保全

- ・ 海浜の利用者に配慮し、保全が必要な海浜植物について、囲いを設置するなどの保全を行います。
- ・ 海浜植物は、踏みつけを防止すると同時に、繁茂しやすい雑草等による影響も軽減する必要があるため、年に1回程度、市民ボランティアを募集し、除草作業を行います。
- ・ 大学や企業の敷地を、希少海浜植物の避難地として活用します。

③ 希少海浜植物の種子保存

- ・ 盗掘等による植物の消失を防ぐため、希少性の高い種については、植物生産研究センターにおいて、種子保存を行います。

(4) 埋立地の環境保全

市内には、西宮浜、甲子園浜、鳴尾浜の埋立地があり、マンションや戸建住宅、工場等で構成されています。そこには、一定の緑地があり、昆虫や野鳥が訪れる空間として重要な役割を担っています。

こうした空間を、海岸部に本来生息する植物を植栽することで、本来の自然環境を取り戻し、海岸部の景観等に配慮した保全を行います。

① 海岸部の自然調査の実施

- ・ 自然保護団体等の協力の元、埋立地における自然調査を実施します。

② 埋立地における生物多様性保全のための方針の作成

- ・ 埋立地におけるマンションや戸建住宅、工場等にある緑地において、特定外来生物等の他の植生に悪影響をもたらす植物の除去や、海岸植物の植栽等の景観も含めた海岸部の保全が行えるよう方針を作成します。

③ 埋立地の人工海浜における生物多様性の保全

- ・ 西宮浜や甲子園浜（沖地区）の人工海浜において、自然調査を実施し、その調査結果を基に、豊かな海浜にするための手法について検討し、生物多様性に配慮した保全を行います。